

# 「ホワイト物流」推進運動

## 持続可能な物流の実現に向けた自主行動宣言

企業・組合名	役職	氏名	所在地	主たる事業	ホームページ
社会保険労務士法人おおた労務管理事務所	代表社員	音田崇幸	東京都	学術研究, 専門・技術サービス業	<a href="https://www.otaromu.com/">https://www.otaromu.com/</a>

当社は、「ホワイト物流」推進運動の趣旨に賛同し、以下のように取り組むことを宣言します。

最終更新: 2023年12月4日

### (取組方針)

・事業活動に必要な物流の持続的・安定的な確保を経営課題として認識し、生産性の高い物流と働き方改革の実現に向け、取引先や物流事業者等の関係者との相互理解と協力のもとで、物流の改善に取り組めます。

### (法令遵守への配慮)

・法令違反が生じる恐れがある場合の契約内容や運送内容の見直しに適切に対応するなど、取引先の物流事業者が労働関係法令・貨物自動車運送事業関係法令を遵守できるよう、必要な配慮を行います。

### (契約内容の明確化・遵守)

・運送及び荷役、検品等の運送以外の役務に関する契約内容を明確化するとともに、取引先や物流事業者等の関係者の協力を得つつ、その遵守に努めます。

No.	分類番号	取組項目	取組内容
1	F ①		専門家事務所として、関与先の事業所に「ホワイト物流」推進運動に関する情報を提供し、運動の背景と趣旨に関する説明を行います。
2	C ①	契約の相手方を選定する際の法令遵守状況の考慮	契約の相手方を選定する際には、相手方の法令遵守状況を確認する等の配慮を行います。
3	C ②	働き方改革等に取り組む物流事業者の積極的活用	契約の相手方の、もしくはその事業者が活用する物流事業者が、働き方改革煮取り組む物流事業者であるかどうか確認する等の配慮を行います。
4	D ②	異常気象時等の運行の中止・中断等	異常気象時にあつては、例え急を要する荷物であっても運行の継続を求めません。
5	A ⑫	混雑時を避けた配送	混雑時を避けた配送とするために、混雑時期を把握し、混雑時期の不急の発注を行いません。
6	E ②	引越時期の分散への協力	引越の繁忙時期を把握し、引越の繁忙時期の不急の発注を行いません。

PR欄
-----